

提携リース取引を規制する法律の制定を求める意見書

2011年（平成23年）7月14日

日本弁護士連合会

いわゆるファイナンス・リース取引のうち、「提携リース」と呼ばれる取引において、リース提供者（リース事業者のこと。）からリース契約の締結の勧誘を行うことを委託された供給者（リース契約の目的物件を供給する業者。「サプライヤー」と呼ばれる。）による不当な勧誘によって、リース利用者（多くは中小零細事業者である。）にとって不必要あるいは著しく不当な内容のリース契約が締結されるなど、多くの深刻な利用者被害が生じている。

しかし、提携リース取引を含めた全てのファイナンス・リース取引においては、利用者保護のための法規制が一切存在せず、被害の予防及び被害救済の法的手段が事実上存在しない。

当連合会は、かかる現状を踏まえ、国に対し、ファイナンス・リース取引のうち利用者被害が顕著である提携リース取引について、全てのリース利用者の利益の保護を図るため、割賦販売法における個別信用購入あっせんについての規制などを参考に、下記内容（総則、行政規制、民事規制）を含む規制立法措置（新法の制定）を早急に講ずることを求めるものである。

第1 意見の趣旨

1 総則

(1) 「提携リース」取引の定義について

規制の対象とすべき「提携リース」取引の定義については、提携リース被害の手口、特徴、その他の被害実態を十分に検討し、被害実態に即したものとすべきであるほか、脱法的手段による規制逃れを防ぐため、現に生じている提携リース被害を残らずカバーできるよう、提携リース取引の法律構成や契約形態にこだわることなく、実質的に同様の経済的效果をもたらす取引の行為自体に着目した定義付けがなされるべきである。

他方で、ファイナンス・リース取引が経済社会において果たしている役割にも鑑み、規制の対象となる取引をできる限り明確にし、必ずしも深刻な利用者被害が生じているとはいいがたい提携リース以外のリース取引における利用者の便宜、リース提供者・供給者の営業活動に対して不当な影響を及ぼさないよう慎重な配慮をするべきである。

(2) 保護の対象となる「利用者」の範囲について

保護の対象となる「利用者」の範囲については、法人であると個人であるかを問わず、また、当該利用者が、営業のため、または営業として契約をするかどうかを問わず、全ての利用者を保護の対象とするべきであり、保護の対象となる「利用者」の範囲に限定を設けるべきではない。

2 行政規制

(1) リース提供者の利用者に対する書面交付義務（情報提供義務）

リース提供者に対して、リース料の算出の根拠と過程の明確化及び利用者に対する契約内容についての情報提供を義務づけ、契約を締結するか否かの判断材料をできる限り利用者提供するように義務づけるべきである。

具体的には、リース提供者に対し、利用者からリース契約の申込みを受けた段階において、少なくとも以下の事項が記載された書面を作成して利用者へ交付すべき義務を負わせるべきである。

リース提供者が供給者に対して支払うリース契約の対象となる物件の取得価額

リース料算出の根拠となる事項の金額及びその内訳並びにリース料算出の際の計算式

明示すべき事項

- () リース契約の対象となる物件の取得価額
- () 保険料、固定資産税等の実費の額
- () リース提供者の利益、金利の額
- () リース料算出の際の計算式

その他、民事ルールの内容（中途解約をする場合における違約金の額、中途解約をする場合の精算ルール、その他リース契約を解除等できる場合はその条件など）

(2) 不招請勧誘の禁止

リース提供者からリース契約の締結についての媒介の委託を受けた供給者その他の第三者（供給者からさらにリース契約の締結についての媒介の再委託を受けた者。2以上の段階にわたる委託を含む。以下「供給者等」という。）が、ファイナンス・リース契約の締結を勧誘をするに際しては、勧誘に先立って、勧誘の対象者に対し、「勧誘を受ける意思があること」について確認すべき義務を課し、勧誘を受けることを承諾した者以外の者に対する勧誘を禁止するべきである。

(3) リース提供者の供給者等に対する調査義務及び不適正な勧誘に基づくリー

リース契約締結の禁止

リース提供者の調査義務

リース提供者に対して、以下の調査義務を課すべきである。

- () リース契約締結に先だって、供給者等と提携関係を結ぶ場合に際し、供給者等を調査すべき義務（業務提携契約締結段階）
- () リース契約締結に先立って、利用者から申込みを受けたリース契約について、供給者等が行った勧誘状況について調査すべき義務（リース契約締結の勧誘段階）
- () リース契約締結後であっても、利用者から苦情（主に供給者等に対する苦情）があった場合には、その苦情内容についての調査を行い、これに対して適切な措置を講ずべき義務

供給者等に不適正な勧誘があった場合のリース契約締結の禁止

リース提供者は、前記（ ）の調査の結果、利用者から申込みを受けたリース契約について、供給者等に「不適正な勧誘」があったことが疑われる場合においては、リース契約の締結をしてはならない（禁止）こととするべきである。

ここで、契約の締結が禁止される「不適正な勧誘」としては、少なくとも以下の勧誘とし、リース提供者は（ ）の調査に際しては以下の（ ）から（ ）までの事情の有無について申込者に直接確認するなど適切な方法により調査すべきである。

- () 不実告知、不利益事実の不告知を伴う勧誘をすること。
- () 断定的判断の提供を伴う勧誘をすること。
- () 不退去、退去妨害、威迫による困惑を伴う勧誘をすること。
- () 不招請勧誘の禁止規定に違反して勧誘をすること。
- () 供給者等が、利用者に対して、リース料の一部または全部の支払を負担する（いわゆるキャッシュバックを約する場合など）ことを条件とする内容の契約を締結するよう勧誘をすること。
- () 供給者等が、利用者に対して、リース契約における利用者の主体を偽って（いわゆる名義貸しなど）契約を締結するよう勧誘すること。
- () 供給者等が、利用者に対して、リース物件の引渡等を行わない（いわゆる空リース）ことを内容とする契約を締結するよう勧誘すること。
- () 供給者等が、利用者に対して、役務の対価や残リース料をリース契約の対象とする内容の契約を締結するよう勧誘すること。

リース提供者の供給者等に対する調査義務の実効化

前記 のリース提供者の供給者等に対する調査義務の実効化のため、割賦販売法における認定割賦販売協会についての規定を参考に、「認定リース事業協会（仮称）」を創設して、リース提供者（提携リース取引を行うリース業者）への加盟を義務づけるとともに、加盟リース提供者から提携先の供給者（提携業者）についての情報を登録させることにより、悪質な供給者（提携業者）についての情報を集約し、これを上記調査義務に役立たせるような仕組みを構築するべきである。

(4) 利用者の支払能力調査義務及び支払能力を超えるリース契約締結の禁止

リース提供者に、リース契約を締結するに先立って、申込者について、指定信用情報機関の信用情報の利用その他の方法により、申込みを受けたリース契約についての支払可能見込額を調査する義務を課し、当該リース契約にかかる支払額が支払可能見込額を超える場合には、リース契約の締結を禁止するべきである。

また、支払能力調査義務を実効化するため、リース提供者の支払能力の調査に当たって照会先となる指定信用情報機関を定めるとともに、リース提供者に対して、

リース契約を締結した場合には、指定信用情報機関に対して当該契約についての利用者の信用情報や契約情報を登録すること。

支払能力の調査に当たっては、指定信用情報機関に対する信用情報の照会を義務づけ、これを参照して調査を行うこと。

を義務づけるべきである。

(5) 過量リース契約についての調査義務及び過量リース契約締結の禁止

リース提供者に、リース契約の締結に先だって、利用者から申込みを受けたリース契約が、利用者の日常生活（当該リース契約が利用者の営業のため、若しくは、営業としてなされていない場合）または日常業務（当該リース契約が利用者の営業のため、若しくは、営業としてなされた場合）において、通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当するおそれがないかどうかについての調査義務を課し、そのおそれがある場合には、リース契約の締結をしてはならないもの（禁止）とするべきである。

また、過量リース契約についての調査を実効化するため、リース提供者に対して、調査に当たっては、指定信用情報機関に対する契約情報についての照会を義務づけるべきである。

(6) 役務の対価をリース契約の対象とすることの禁止

リース契約の対象は、「動産及びソフトウェア」に限定されるものとし、

供給者等が利用者に対して行う役務の対価をリース契約の対象とすることは、これを禁止すべきである。

(7) 残リース料等の上乗せの禁止

旧契約における未払リース料や中途解約金を新たなリース契約におけるリース料に盛り込み・上乗せをすることは、これを禁止すべきである。

(8) 行政規制の実効化

上記行政規制を遵守しない不適正な業者をリース取引から排除するため、リース業について登録制の開業規制
リース提供者が行政規制に違反した場合の業務改善命令や業務停止命令及びその処分を下す前提としての報告徴収・立入検査等を導入すべきである。

3 民事規制（民事ルール）

(1) 提携リース取引における供給者等の行為をリース提供者の行為と同視する規定の導入

提携リース取引においては、リース提供者と供給者等との間に業務提携関係が存在し、これに基づき、供給者等が、利用者に対するリース契約締結の勧誘、契約締結作業、リース物件の引渡や設置等などの一連の作業を代行し、リース契約の媒介あっせんを行っているという実態に鑑み、供給者等がこれらの過程において利用者に対して行った行為は、全てリース提供者自身が行ったものとみなすという規定を設け、供給者等が契約締結の勧誘から契約締結に至る過程において利用者に対して不当・不正な行為を行ったことに伴う法律効果及び法的責任を、リース提供者の善意・悪意を問わず、利用者がリース提供者に対して主張できるようにするべきである。

具体的には、

提携リース契約においては、利用者の意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫または、ある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、供給者等について決するものとするという規定。

提携リース取引においては、契約締結の勧誘から契約締結に至るまでの一連の過程で、供給者等が利用者に対して行った行為は、リース提供者の善意・悪意を問わず、全てリース提供者自身が行ったものとみなすという規定。

を導入するべきである。

(2) リース提供者に対する利用者の支払拒絶権

利用者は、リース提供者からリース料の支払いの請求を受けたときは、利用者が供給者との間で当該リース契約の対象物件に関連して締結した契約あるいは供給者等が当該リース契約に関連して利用者に行った約束に関し、供給者等の契約違反や約束違反があった場合には、利用者は、当該契約違反や約束違反に基づいて供給者等に対して主張できる事由があることを理由として、当該リース提供者からの請求を拒絶することができるという規定を導入すべきである。

(3) リース契約のクーリング・オフと既払金返還義務

利用者は、リース提供者から法律で定められた書面（意見の趣旨「2(1)」の書面）を受け取った日から起算して一定期間は、無条件でリース契約の申込みの意思表示を撤回し、又はリース契約を解除することができるというクーリング・オフ規定を設け、かつ、クーリング・オフがなされた場合においては、リース契約及びリース契約に附帯してなされた利用者と供給者間の契約は共に効力を失うものとし、利用者が既に支払ったリース料等がある場合には、リース提供者及び供給者はこれを利用者に対して返還すべき義務（既払金返還ルール）を定めるべきである。

(4) 不適正な勧誘に基づくリース契約の取消権と既払金返還義務

供給者等が行う勧誘について、以下のような不適正な勧誘がありこれに基づいてリース契約やこれに附帯する利用者と供給者との間の契約の申込みまたは承諾の意思表示がなされた場合には、利用者は、一定の期間内、リース提供者の故意過失を問わず、当該リース契約及び当該リース契約に附帯する利用者と供給者間の契約の申込みまたは承諾の意思表示を取り消すことができるという規定を導入し、取消等がなされた場合における効果としては、クーリング・オフと同様の効果（既払金返還ルール）を定める規定を導入すべきである。

なお、ここで、「不適正な勧誘」としては、

- () 不実告知、不利益事実の不告知を伴う勧誘をすること。
- () 断定的判断の提供を伴う勧誘をすること。
- () 不退去、退去妨害、威迫による困惑を伴う勧誘をすること。
- () 不招請勧誘の禁止規定に違反して勧誘をすること。
- () 供給者等が、利用者に対して、リース料の一部または全部の支払を負担する（いわゆるキャッシュバックを約する場合など）ことを条件とする内容の契約を締結するよう勧誘をすること。
- () 供給者等が、利用者に対して、リース契約における利用者の主体を

偽って(いわゆる名義貸しなど)契約を締結するよう勧誘すること。

() 供給者等が、利用者に対して、リース物件の引渡等を行わない(いわゆる空リース)ことを内容とする契約を締結するよう勧誘すること。

() 供給者等が、利用者に対して、役務の対価や残リース料をリース契約の対象とする内容の契約を締結するよう勧誘すること。

など可及的に広く捉えるべきである。

(5) 過量リース契約の解除権と既払金返還義務

利用者は、利用者の日常生活(当該リース契約が利用者の営業のため、または、営業としてなされていない場合)または業務(当該リース契約が利用者の営業のため、または、営業としてなされた場合)において、通常必要とされる分量を著しく超える量のリース契約の申込みをし、あるいはリース契約を締結した場合には、リース業者の故意過失を問わず、一定期間内は当該リース契約及び当該リース契約に附帯する利用者と供給者との間の契約の申込みの意思表示の撤回又は当該リース契約の解除をすることができるものとし、解除等の効果としては、クーリング・オフと同様の効果を定める規定(既払金返還ルール)を導入するべきである。

第2 意見の理由

1 被害の実情と立法の必要性

(1) 提携リース取引の特徴と被害の実情

提携リースとは、もっぱらリース提供者と業務提携関係のある供給者又は供給者から再委託を受けた第三者(2以上の段階にわたる委託を含む。以下「供給者等」という。)が、リース契約の勧誘、契約交渉、契約締結手続などを代行し、契約の媒介あっせんを行うことを特徴とするファイナンス・リース取引である。提携リース取引においては、リース提供者が直接利用者と面談して契約内容の説明を十分に行ない、時間をかけて慎重に契約を締結することや、リース提供者が供給者等の利用者に対する勧誘状況を一つ一つチェックした上で、慎重に契約を締結することは想定されていない。

また、提携リース取引には、これら以外にも以下のような特徴があり、一般のリース取引に比べ、供給者等の不当勧誘などによって利用者の利益を害する内容のリース契約が締結されやすいものとなっている。

提携リースにおいては、供給者等の営業社員が、利用者からの求めがないにもかかわらず、中小零細事業者、一人暮らしの高齢の個人事業者など

の自宅や営業所に突然訪問をしたり，電話勧誘を行うなどして，いわば不意打ち的にリース契約の勧誘を行う。

提携リースにおいては，供給者等の営業社員の契約の勧誘に際し，リース契約の必要性，リース契約の内容について，十分な説明がなされなかったり，詐欺的な勧誘が行われることが多く，利用者が契約の必要性がないのに契約をさせられたり，契約の内容について十分に理解をしないまま契約を締結させられることが多い。

提携リースにおいては，契約の勧誘から契約締結手続，物件の引渡や設置などの一連の手続がもっぱら供給者等の営業社員によって行われ，リース提供者が，これらの過程において，供給者等の営業社員によって問題のある勧誘がなされていないかどうかなどを一々チェックをすることがそもそも想定されておらず，しかも，これらの勧誘等が，利用者の自宅・営業所などの密室状態や，電話勧誘の方法で行われることが多いことから，供給者等の営業社員が長時間居座って強引な勧誘をしたり，巧妙で詐欺的なセールストークに基づく勧誘が行われるなど，リース提供者のあずかり知り得ない状況の下，供給者等の営業社員による不当な勧誘に基づく契約が締結されることが多い。

社団法人リース事業協会は，以上のような特徴がある提携リース取引を「提携型リース取引」または「小口リース取引」と呼んで，一般のリース取引とは区別しており，顧客からの苦情が他のリース取引と比べて非常に多いことから，この問題に対する対策を幾度も公表してきている。

次に，提携リースの被害の実情であるが，2000年（平成12年）頃から，電話機リースなどをはじめとする，提携リースを利用した取引における利用者被害が多発しており，現在に至るも，電話機だけでなく，複合機，インターネット設備，ホームページ，ソフトウェア，セキュリティ関連機器等の様々な商品や役務提供を伴う提携リース被害が繰り返し発生し続けている。

具体的な手口としては，リース提供者と業務提携関係のある供給者の販売員が，主に中小零細事業者の自宅や事業所を突然訪問して，「今使っている電話機はいずれ使えなくなる」，「この電話機に交換すれば電話代が今よりも安くなる」，「ホームページのリースをすれば売上が確実に増大する」などの詐欺的勧誘や強引な勧誘を行い，利用者にとって全く必要でない，極めて高価格のビジネスフォンやOA機器，コンピュータのソフトウェアなどのリース契約を締結させ，その結果，利用者は高額のリース料の支払いを強い

られ経済的に破綻を来すなどの被害が多発している。

社団法人リース事業協会が2011年3月23日に公表した資料(「小口リース取引にかかる問題の解消を目指して」)によると、苦情件数は、以下のとおりとなっている。

2007年度 3,778件

2008年度 4,249件

2009年度 4,532件

2010年度 2,956件(ただし、同年4月から12月まで)

また、苦情が多い物件と主な苦情内容としては、

ア 複合機(販社倒産、サプライヤーの不実告知、商品瑕疵、多重契約、キャッシュバックなど)

イ 電話機(FAX含む)(サプライヤーの不実告知、商品瑕疵、販社倒産、物件未納、高額など)

ウ ソフトウェア(販社倒産、役務不提供、不実告知、物件未納、押し込み販売、キャッシュバックなど)

エ ホームページソフト(販社倒産、不実告知、役務不履行、記載不備、対応不足など)

オ セキュリティ関連機器(不実告知、販社倒産、押し込み販売、キャッシュバックなど)

などが報告されている。

さらに、上記資料によると、2009年度の苦情件数は、

ア 電話機 1,614件

イ 複合機 817件

ウ ソフトウェア 718件

エ セキュリティ関連機器 468件

オ ホームページソフト 460件

となっており、中でも から の相談事例が近年急増している。

このような被害が発生した場合に、利用者がリース提供者に対して契約の解約を申し入れても、既に述べたように、提携リース取引においては、契約の勧誘についてはリース提供者はその全てを供給者等に委ねており、具体的な供給者等の勧誘状況をリース提供者が慎重にチェックをした上で契約を締結するということがそもそも想定されていないことから、リース提供者は、「供給者等の詐欺的勧誘行為については第三者が行ったことなので関知しない」、「リースなので中途解約は認められない」、「事業者であるから特定商

取引法が適用されずクーリング・オフは認められない」などと一切解約に応じようとしなかったり、利用者が悪質な提携業者（供給者）に対して責任を追及しようとしても、既に倒産・所在不明になっており、提携業者から損害の賠償を受けることが事実上不可能であることも多く、利用者の被害救済は極めて困難な状況である。

提携リースにおいては、契約に基づいて利用者に生ずる義務について、利用者が十分な説明を受けないまま契約が締結されることが非常に多い。

また、リース契約書の記載事項についても法的な規制が一切ないことから、不十分・不明確な記載に基づくリース契約の締結がなされ、利用者が契約内容を十分に理解把握していないことが往々にして生じる。

このように、提携リースにおいては、勧誘・契約締結時に十分な説明や情報提供がなされないことから、中には、利用者がリース契約をレンタルの一種と考え、物件の使用の必要が無くなった場合は物件をリース提供者に返還しさえすれば以後のリース料の支払いをする必要がない、などと誤解をしているケースも少なくない。

さらに、提携リースにおいては、リース契約書に記載のない物品の価額、供給者等が利用者に対して行う役務提供の対価、未払いの残リース料や中途解約金などが、契約者の知らないまま（リース契約書にその旨の明確な記載のないまま）リース料に組み込まれたり、上乘せされることによって、利用者が著しく高額のリース料の支払いを内容とする契約を締結させられるという被害事例が見られる。

(2) 提携リースにおいて利用者被害が多発する原因と規制立法の必要性

提携リースにおいて、以上に述べたような利用者被害が多発している原因としては、

供給者はリース契約が成立すると即座にリース提供者から対象物件の売買代金等を取得することができ、自ら債権管理にかかるコストを全く負担しないため、資本力や信用のない悪質業者も容易に参入できること。

の事情に加えて、提携リースにおいては、供給者等がリース提供者に代わって勧誘行為、契約締結事務手続のほとんど全てを行っていることから、悪質な供給者等が自らの売上増大を狙って次々と利用者にとって不必要な契約を獲得しようとするため、不適正な勧誘行為に走りがちであること。

提携リースにおいては、リース提供者は、営業活動の大半を供給者等に委ねることによって、自らの手を煩わすことなく、多数のリース契約

を獲得することができるので、供給者等が契約を獲得すればするほど、リース提供者の利益も増大するという関係にあるので、リース提供者が自主的に供給者等に対し不適正な勧誘を差し控えるよう監督することが全く期待できないこと。

など提携リース取引の経済的構造に起因するものである。

このように、提携リース取引は以上のような経済的構造を抱えていることから、リース提供者には、利用者の利益を保護するため、業務提携関係にある供給者等の不適正な勧誘行為等を監視・監督するというインセンティブが全く働かず、利用者の利益保護にかける状況が構造的に生じてしまうのである。

この点、リース業の業界団体である社団法人リース事業協会が、提携リース取引に伴う問題に対する対策を検討し公表したりはしているものの、法規制のような拘束力がないことから、業界団体による自主規制・自浄作用による利用者被害発生の予防や被害救済はほとんど期待できず、実際問題として一向に利用者被害が根絶されないことから、こうした業界団体による自主規制が機能をしているとは到底いえない状況である。

さらに、提携リース取引において利用者被害が多発する原因は、販売信用についての法規制の不備にあるともいえる。

例えば、利用者が物品の購入の対価を手持ちの資金で一括で支払うことができない場合において、第三者の金融（与信）によってこれを可能とする方法としては、金銭消費貸借、クレジット（個別信用購入あっせん等）、リースの3種類の方法がある。

これらの与信手段のうち、金銭消費貸借、クレジットについては、それぞれ、貸金業法・利息制限法・出資法、割賦販売法という、いずれも監督官庁を有する業法・規制法が何十年も前から存在し、再三にわたる改正を経て一定の利用者保護（与信を受ける者の利益の保護）が図られている。

しかしながら、リースについては我が国において業法・規制法が制定されたことは一度もなく、利用者の利益の保護に欠けるリース取引が行われた場合における利用者保護のための法的制度がそもそも存在しない。

その結果、悪質な業者が、利用者保護のための法的規制がそれなりに充実している金銭消費貸借やクレジットという手段を利用するのではなく、利用者保護のための法的規制が一切存在しないリースという方法を利用して不正・不当な利益を上げようとすることはいわば当然のことである。

よって、提携リース取引における利用者被害の発生防止・利用者被害の

救済を実現するためには、金銭消費貸借やクレジットと同様に、利用者保護のための法律を制定し、リース提供者に対する行政規制と利用者の被害救済のための民事規制を導入することが必要かつ不可欠である。

2 割賦販売法の個別信用購入あっせんに準じた法規制の妥当性

(1) はじめに

本意見書は、以上述べたような提携リース取引を利用した利用者被害の実情に鑑み、これ以上の利用者被害の発生を予防し、被害が発生した場合における法的救済手段を利用者に付与することによって利用者の利益保護を図るため、提携リース取引と極めて類似する経済的構造を有する個別信用購入あっせん（割賦販売法）についての規定を参考として、提携リース取引を規制する新たな法律の制定を求めるものである。

ここで、提携リース取引において、割賦販売法の個別信用購入あっせんに
ついての規定を参考にした法規制が求められるべき理由は以下のとおりである。

(2) 提携リース取引の構造的危険性

提携リース取引においては、割賦販売法の個別信用購入あっせん取引と同様、以下の から までのような構造的危険性が存在する（以下の から までは、割賦販売法における個別信用購入あっせんにおいて指摘されている構造的危険性と同じものである。）

提携リースにおいては、供給者はリース契約が成立すれば即座にリース提供者から対象物件の代金を一括払いで取得することができる。

したがって、供給者等は契約を締結させるためには手段を選ばなくなり、その結果、不適正な勧誘（強引な勧誘や詐欺的な勧誘など）を招くこととなる。

供給者はリース提供者から対象物件の代金を取得した後は商品の引渡その他役務の提供を適切に行おうとする動機付けを失うので、債務不履行や騙し逃げ、倒産による無資力リスクが起きる危険が非常に高い。

供給者はリース契約成立後はリース提供者から対象物件の代金を即座に取得できるので、リースの対象となる物件の金額（及びリース料総額）が高額化し、その結果、利用者が高額のリース料の負担による経済的破綻に追い込まれる危険が高くなる。

以上に述べた危険を防止するためには、リース提供者が、供給者等に対し、不適正な勧誘・債務不履行・不要な高額商品のリース契約を締結しないように管理・監督することが必要不可欠となるが、リース提供者

がこのような事態に気づいても、利用者からのリース契約の解除権や取消権、これに基づく既払いのリース料の返還請求権が法律上認められないという現状においては、リース提供者としては、悪質な供給者との提携関係を断ち切って供給者を倒産に追い込むよりも、利用者からリース料の支払いを受けた方が得であるという判断から、供給者等の不当行為を黙認することとなり、自主的な管理・監督は到底期待できない。

リース提供者は、その営業活動の大半を供給者等に委ねて多数のリース契約を獲得していることから、契約を締結すればするほどリース提供者の利益が増大し、逆にリース提供者が供給者等の営業活動に対する管理や監督を強めれば強めるほど、リース契約の獲得の機会が失われる、という関係にあるのでリース提供者の供給者等に対する自主的な管理・監督は期待できない。

以上のように、提携リース取引においては、割賦販売法における個別信用購入あっせん取引と同様の構造的危険性が存在するため、提携リース取引に対する規制を導入するに当たっては、現行の割賦販売法の個別信用購入あっせんについての規制を参考とすることが基本的に合理的である。

3 求められる法規制の内容（総則）

(1) 「提携リース」取引の定義について

新法制定に当たって、規制の対象となる「提携リース」取引を明らかにし、規制対象とされる取引の範囲を明確化することが必要となるが、その場合の「提携リース」取引の定義をどういうものにするのか、という問題がある。

この点、提携リース被害における「リース」は、利用者は中途解約ができず、当初契約に基づくリース料全額の支払義務を負うことを要素とするファイナンス・リース契約が一般的であることから、規制の対象となるのは、全てのリース取引ではなく、そのうちの「ファイナンス・リース取引」に限られることが前提とされるべきである。

次に、実際に深刻な利用者被害が生じており、規制の対象とする必要性が高いのは、全てのファイナンス・リース取引ではなく、そのうちの「提携リース取引」と呼ばれるリース取引であることから、現実に多くの利用者被害が生じ規制の必要性が非常に高い「提携リース取引」を他のリース取引と明確に区別して規制の対象とする必要がある。

この点、既に述べたように、提携リース取引には、他のリース取引と比べ、利用者の利益を害する内容の契約が締結されやすい様々な特徴があり、また、

被害の手口や被害実態及び被害が生じやすい経済的構造・原因についても他のリース取引と比べて顕著な特徴や違いが見られる。

したがって、規制の対象となる「提携リース取引」についての定義を定めるに当たっては、以上のような提携リース被害の手口、特徴、その他の被害実態を十分に検討し、実際に深刻な利用者被害が生じており、利用者の要保護性の強い取引を対象とした、被害実態に即したものとすべきである。

ただし、特定の法律構成や契約形態を内容とする取引のみを規制の対象とすると、規制対象外の法律構成や契約形態をとることで容易に脱法が可能となってしまうので、こうした脱法を防止し、現に生じている提携リース被害を残らず規制対象とすることを可能とするためには、提携リース取引の法律構成や契約形態にこだわることなく、実質的に同様の経済的效果をもたらす取引の行為自体に着目した定義付けがなされるべきである。

さらに、上記定義付けに当たっては、ファイナンス・リース取引が経済社会において果たしている役割にも鑑み、規制の対象となる提携リース取引をできる限り明確にし、必ずしも深刻な利用者被害が生じているとはいえない提携リース以外のリース取引における利用者の便宜、リース提供者・供給者の営業活動に対して不当な影響を及ぼさないよう慎重な配慮をするべきである。

(2) 保護の対象となる「利用者」の範囲について

一般にリース取引における利用者は、事業者がほとんどであり、さらに、提携リース取引における利用者の大多数は、わが国の事業者のほとんどを占める中小零細事業者である。

既に述べたように、提携リース取引においては、悪質な供給者（提携業者）によって不当なリース契約が締結されて中小零細事業者が経済的破綻を来すという被害が多数生じている。

提携リース被害の予防と被害救済のための立法を考えるのであれば、法による保護の対象となる利用者を消費者に限定することは、結果的にほとんどの利用者の利益の保護が図られないこととなってしまう、規制として無意味である。

したがって、新法制定によって利益が保護されるべき「利用者」の範囲は、法人であると個人であるかを問わず、また、当該利用者が、「営業のため、または営業として」契約をするかどうかを問わず、全ての利用者を保護の対象とするべきであって、保護の対象となる利用者に限定を設けるべきではない。

4 求められる法規制の内容（行政規制）

(1) リース提供者の利用者に対する書面交付義務（情報提供義務）

提携リース被害においては、利用者は、毎月のリース料額についての認識はあるものの、リース料の総額についての認識はほとんどなく、リース料算出の根拠に至っては、そもそもリース契約上、利用者に何ら明らかにされないという運用が行われている。

このため、利用者はリース料算出の根拠が不明確なまま高額のリース契約を締結させられることになる。

その結果、物件の市場価額とは著しくかけ離れた高額のリース契約や、役務の対価・残リース料などが利用者の知らないまま上乘せされた高額のリース契約被害が多発することとなる。

したがって、リース契約に基づき利用者及びリース提供者に発生する権利義務の内容だけでなく、リース料算出の根拠と過程を明確にするため、リース提供者に対して契約内容についての情報提供を義務づけ、利用者に対し、契約を締結するか否かの判断材料をできる限り提供させるべきである。

以上より、当連合会は、リース提供者に対し、意見の趣旨「2(1)」記載の書面交付義務をリース提供者に対して課する規定の導入を求めるものである。

(2) 不招請勧誘の禁止

提携リースの勧誘は訪問販売の形式がほとんどであり、利用者は不意打ち的に不要なリース契約についての勧誘を受け、被害に遭っている。

したがって、特定商取引法3条の2などを参考にして、供給者等に、リース契約の締結を勧誘をするに際しては、勧誘を行おうとする者に対して「勧誘を受ける意思があること」についての確認を行うべき義務を課し、勧誘を受けることを承諾した者以外の者に対する勧誘を禁止するべきである。

かかる規制を設けることによって、利用者は無用な契約の勧誘を受けることがなくなり、供給者等による不適正な勧誘に基づくリース被害の発生を未然に防止することが大いに期待できる。

なお、この規制は直接的には、実際にリース契約の締結の勧誘を行う供給者等に対する規制であるが、供給者等の勧誘は、リース提供者の勧誘と同視されるべきであることから、禁止規定の名宛人としては、供給者等のみならず、リース提供者も含まれるものとすべきである。

(3) リース提供者の供給者等に対する調査義務及び不適正な勧誘に基づくリース契約締結の禁止

リース提供者の供給者等に対する調査義務

供給者等が不適正な勧誘を行って提携リース被害を発生させることを未然に防止するためには、リース提供者による供給者等に対する管理・監督を実効化することが必要である。

具体的には、リース提供者による提携先の供給者等に対するチェック機能を充実させるため、リース提供者による供給者等に対する調査義務を課すことが妥当である。

この調査義務は、

- () リース提供者が供給者と業務提携関係を作る段階
- () 供給者等が利用者に対して個別のリース契約の締結を勧誘する段階
- () リース契約の締結後であっても利用者からリース提供者に対してリース契約に関する苦情があった段階

の3つの段階で必要になる。

なぜなら、() の段階における調査により、リース提供者が不適正な供給者との業務提携関係を構築することを未然に防止することが可能となり、() の段階における調査により、供給者等が不適正な勧誘行為を行ってリース契約を締結することを未然に防止することが可能となり、() の調査により、() と() の調査義務をすり抜けた不適正な提携リース取引について、リース提供者が、利用者の苦情を端緒として、当該利用者保護のための適切な措置を講じたり、問題のある供給者等との間の業務提携関係を随時チェックし、見直すことが可能となるからである。

また、() の不適正な勧誘としてその有無を調査すべき事項については、提携リース取引において実際に被害を生じさせている勧誘形態を可及的に広汎に類型化して明示しておくべきである。

以上より、当連合会は、リース提供者に対して、意見の趣旨「2(3)」記載の調査義務を課すことを求めるものである。

供給者等に不適正な勧誘があった場合のリース契約締結の禁止

供給者等が不適正な勧誘を行って提携リース被害を発生させることを未然に防止するためには、リース提供者による供給者等に対する個別勧誘時の調査義務を課すだけでなく、その調査の結果、供給者等に不適正な勧誘があったことが疑われる場合には、リース提供者は当該利用者との間でリース契約を締結してはならないという禁止規定を導入すべきである。

なぜなら、かかる規定を導入することによって初めて不適正な勧誘に基づくリース契約の締結の防止が具体的に可能となるからである。

また、リース契約締結の禁止が求められる「不適正な勧誘」としては、提携リース取引において実際に被害を生じさせている勧誘形態を可及的に広汎に類型化しておくべきである。

そこで、当連合会は、意見の趣旨「2(3)」記載のとおりの内容の規制の導入を求めるものである。

リース提供者の供給者等に対する調査義務の実効化

前記リース提供者の供給者等に対する調査義務の実効化のためには、悪質な勧誘を行う供給者等についての情報を第三者機関に集約し、これを全てのリース提供者が共有できるようにして、供給者等の調査に当たって照会することが非常に有益である。

このような情報があれば、リース提供者としても、悪質な勧誘を行っている問題のある供給者等と安易に提携関係を結ぶことを未然に防ぐことが可能になるし、あるリース提供者と提携関係を解消された悪質な供給者等が、事情を知らない別のリース提供者に乗り換えることも未然に防止することが可能となるからである。

この点については、クレジット加盟店についての情報を集約し、加盟店情報交換制度の活用によって悪質加盟店をクレジット取引から排除することを目的として新設された割賦販売法における認定割賦販売協会についての規定が参考になる。

例えば、「認定リース事業協会（仮称）」を創設し、リース提供者（提携リース取引を行うリース業者）への加盟を義務づけるとともに、加盟リース提供者から提携先の供給者（提携業者）についての情報を登録することを義務づけることによって、供給者の情報を集約し、加盟したリース提供者が供給者等の調査に当たって情報照会することを義務づけることにより、上記調査義務を実効化することが可能となる。

以上の理由から、当連合会は、意見の趣旨「2(3)」記載の規制の導入を求めるものである。

(4) 利用者の支払能力調査義務及び支払能力を超えるリース契約締結の禁止

提携リース被害においては、利用者の支払能力を超える高額のリース契約が締結され、利用者が経済的に破綻を来すという被害が跡を絶たない。

支払能力を超える高額のリース契約の発生を未然に防止するためには、リース提供者に対し、契約を締結するに先立って、指定信用情報機関の情報の利用その他の方法により、当該利用者の支払可能見込額及び、申込みを受けたリース契約における支払額が、当該利用者の支払可能見込額を超えるもの

とならないかどうかについて調査をさせ、支払可能見込額を超えるものとなる場合には、そもそも当該リース契約は利用者の支払能力を超えるものとしてその契約の締結を禁止させることが必要である。クレジット取引を規制する割賦販売法においても支払能力を超える過大なクレジットを防止するため、同様の規制が既に導入されているところである。

以上より、リース提供者に対し、リース契約を締結するに先立って、信用情報機関の情報の利用その他の方法により、当該申込者について、申込みを受けたリース契約についての支払可能見込額についての調査義務を課し、当該リース契約にかかる支払額が支払可能見込額を超える場合には、リース契約の締結を禁止するべきである。

なお、支払能力の調査に当たっては、信用情報機関に正しい信用情報の蓄積され、正しい信用情報がリース提供者に対して提供されることが必要となる。

したがって、割賦販売法における支払能力調査義務と同様、支払能力調査義務の調査に当たって照会先となる指定信用情報機関を定めるとともに、リース提供者に対しては、

リース契約を締結した場合には、指定信用情報機関に対して当該契約についての利用者の信用情報や契約情報を登録すること。

支払能力の調査に当たっては、指定信用情報機関に対する信用情報の照会を義務づけ、これを参照して調査を行うこと。

を義務づけるべきである。

(5) 過量リース契約についての調査義務及び過量リース契約締結の禁止

提携リース取引においては、供給者等が専ら訪問販売の形式で勧誘を行い、利用者が通常必要とされる分量を著しく超える量の物件について次々とリース契約を締結させられるという被害（過量リース契約）が多発している。

こうした事態は、訪問販売により日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の販売が行われる訪問販売による過量販売被害（特定商取引法9条の2参照）と同様のものである。

そこで、こうした過量リース被害の発生を未然に防止するためには、リース提供者に、リース契約の締結に先立って、利用者から申込みを受けたリース契約が、利用者の日常生活（当該リース契約が利用者の営業のため、または、営業としてなされていない場合）または日常業務（当該リース契約が利用者の営業のため、または、営業としてなされた場合）において、通常必要とされる分量を著しく超える量の契約に該当するおそれがないかどうかにつ

いての調査義務を課すとともに、それに該当するおそれがある場合においては、リース契約の締結を禁止することが必要である。

具体的には、リース提供者は、供給者等の勧誘状況の調査及び支払能力の調査に際し、指定信用情報機関に対して、当該利用者の過去の契約状況を照会するなどして、申込みのあったリース契約が上記過量リース契約に該当するかどうかについても調査をすべき義務を課すとともに、過量リース契約に該当するおそれがある場合には、不適正な勧誘があったことが疑われる場合や支払可能見込額を超える場合と同様、リース契約の締結を禁止することにより、過量リース被害の発生を未然に防止すべきである。

(6) 役務の対価をリース契約の対象とすることの禁止

提携リース取引においては、リースの対象物件の市場における通常の調達価額とはおよそかけ離れた高額のリース契約を締結させられる被害が多発している。

このような被害が起こる原因は、当該リースの対象物件の価額が市場における通常の調達価額とはおよそかけ離れて高額に設定されていることや、リース物件の調達価額以外の費用である供給者の利用者に対する役務の対価（例えば、いわゆるホームページリースにおけるホームページの作成や更新などの役務の対価など）が利用者が認識できないような形で（リース料の内訳や算出要素はリース契約書では明示されていないことから）リース料の中に盛り込まれている運用が横行していることにある。

提携リースの対象物件の価額について、供給者の言い値での契約を締結せざるを得ないという実情も問題であるが、対象物件が市場における通常の調達価額と比べて著しく高額といえるかどうかという形での規制の導入は技術的に容易でないことから、まずは、リースの算出に際して契約書に記載のない役務の対価が事実上含まれているという、リース料算出の根拠として不明確・不合理な運用自体を法的に禁止すべきである。

さらにいえば、供給者の利用者に対する役務の対価をリース契約の対価として盛り込むという内容の契約は、リース契約の範疇から逸脱するものであり、かかる契約を締結することは、利用者が消費者である場合に限っていえば、割賦販売法の脱法に他ならない。

したがって、リース契約の対象は、「動産及びソフトウェア」に限定されるものとし、リース取引に関連して供給者が利用者に対して行う役務の提供等のサービスの対価をリース契約の対象とすること自体を端的に禁止すべきである。

(7) 残リース料の上乗せの禁止

残リース料の上乗せとは、リース期間未了などにより旧契約に基づくリース料の支払義務が残存しているにもかかわらず、さらに別途新規契約をして、新規契約のリース料に旧契約の残リース料支払義務や中途解約金支払義務等を組み込むことである。

このような残リース料の上乗せが横行していることから、利用者は支払能力を超える過大なリース債務を負う結果となり、結果経済的破綻を来すという被害が跡を絶たない。

残リース料の上乗せは、既にリース契約をしている者に対して、さらに勧誘をして不必要なリース契約を次々契約させる際に(いわゆる過量リース)、既存のリース契約の残リース料の存在を見えないようにするために悪用されていることも多く、残リース料の上乗せ自体に何らの規制もないことがかかる被害をもたらしているといっても過言ではない。

さらに、残リース料の上乗せがなされる場合においては、残リース料を新規契約金額に上乗せし、さらにその金額にリース料率をかけて、新規契約におけるリース料を算出しているが、残リース料自体に既に旧契約におけるリース提供者の手数料・保険料・固定資産税・金利などがオンされており、この金額にさらにリース料率をかけることになることから、リース提供者は利益を二重取り(複利の徴収)している点も利用者の利益を害するものとして非常に問題である。

したがって、かかる手法に対する対策としては、端的に、旧契約における未払いリース料や中途解約金を新たなリース料に盛り込むこと自体を禁止すべきである。

(8) 行政規制の実効化

意見の趣旨「2」各記載の行政規制を実効化するため、リース提供者(提携リース取引を行うリース提供者のみならず、全てのリース業を行う事業者を対象とすることが望ましい)については、割賦販売法上、個別信用購入あっせん業者について登録制を導入しているのと同様の趣旨から、これを登録制とするなどの参入規制を設けるべきである。

このことによって、一定の財産的基盤や法令遵守態勢が整った業者のみがリース取引に参画することが可能となる反面、財産的基盤が脆弱であったり、法令遵守態勢が整っていないリース提供者が取引から排除されることとなつて、取引の健全化が期待できるからである。

また、行政規制に違反した場合については、監督官庁が業務改善命令、業

務停止命令等の処分を行えるようにし、さらに、処分を下す前提としての報告徴収・立入検査などができるなどの制度を構築することが、行政規制が実効性あるものとなるために必要である。

5 求められる法規制の内容（民事規制・民事ルール）

(1) 提携リース取引における供給者等の行為をリース提供者の行為と同視する規定の導入

既に述べたように、提携リース取引においては、リース提供者と供給者等との間に業務提携関係が存在し、これに基づき、リース提供者からの委託を受けた供給者等が、利用者に対する契約締結の勧誘、契約締結作業、リース物件の引渡や設置等などの一連の作業を代行し、リース契約の媒介あっせんを行っているという実態がある。

しかしながら、リース提供者は、自らが業務提携関係を持っている供給者等が不適正な勧誘を行ったり、利用者の利益を不当に害する内容のリース契約を締結させた場合であっても、『供給者はリース契約においては契約当事者ではない「第三者」であり、「第三者」である供給者が行った勧誘等の行為については関知しない』として、供給者等が行った行為についての法的責任を取ることはなく、また、供給者等の行為に基づく法的責任をリース提供者に対して追及するための法制度も十分ではないのが現状である。

このように、リース提供者は、自らの営業活動の拡大のために業務提携関係を構築している提携先の供給者等がどれほど不適正で悪質な勧誘等を行ったとしても、自らその結果についての責任を問われることがないことから、供給者等が不適正で悪質な勧誘等を行うことを未然に防止しようとするインセンティブが全く働かず、悪質な供給者等による不適正な勧誘等が多発して大きな被害がもたらされてきたといっても過言ではない。

また、供給者等が利用者に対して、リース対象物件の引渡や設置等を「後でする」と言いつつ、これらの引渡や設置等が未了であるにもかかわらず利用者に対してリース物件の「借受証」に署名させるが、結局引渡や設置などを行わないまま倒産あるいは所在不明となり、利用者はリース物件の引渡や設置を受けていないにもかかわらず、「借受証」に署名をしていることを理由としてリース料の支払いを強いられるという悪質な被害も少なくない。

したがって、このような現状を改善し、リース提供者を通じた供給者等の不適正な勧誘等の行為を未然に防止するためには、端的に、提携リース取引における供給者等の行為をリース提供者の行為と同視するとの規定を導入することが必要である。

理論的に見ても、提携リース取引においては、リース提供者と供給者等との間に業務提携関係が存在し、リース提供者から委託を受けた供給者等が、リース提供者のために、契約の締結の勧誘、契約締結作業、リース物件の引渡や設置等など、本来リース提供者自身が行うべき一連の作業を代行するなどしてリース契約の媒介あっせんを行い、かかる仕組みを利用して、リース提供者と供給者等がともに利益を得ているという実態が存在するのであるから、提携リース取引において供給者等が行う行為は、法的に見てもリース提供者の行為と同視することが十分に可能であり、そのように考えることが妥当である（同趣旨の法律上の規定としては、消費者契約法5条や民法101条などがある。）

以上の理由から、当連合会は意見の趣旨「3(1)」記載の規定の導入を求めるものである。

(2) リース提供者に対する利用者の支払拒絶権

提携リース取引においては、供給者による利用者に対するリース物件の提供とリース業者によるそのための調達資金の提供とは、不可分一体の目的と手段の関係にあり、提携リース取引は、割賦販売法における個別信用購入あっせんと基本的に同じ経済的効果をもたらすものである。

なお、提携リース取引においては、個別信用購入あっせんと異なり、供給者等と利用者との間に何らかの契約関係が存在することが条件とはされていないが（個別信用購入あっせんにおいては、購入者と販売業者等との間には売買契約などが存在することが条件とされている。）、利用者と供給者等との間に何らかの役務提供契約が存在する場合や、供給者等がリース契約に関連して、リース契約の締結を条件にリース提供者の関知しない何らかの約束を利用者に対して行うケースが少なからず存在する。

例えば、() 供給者と利用者との間でリース契約の対象物件に関連して契約（リース契約の対象物件たるソフトウェアを利用したホームページの作成や更新などの役務提供契約など）が締結されたり、() 供給者等が利用者に対してリース契約締結の条件としてリース提供者の関知しない何らかの約束（利用者のリース料の支払いの負担を軽減するため、供給者等自身がその一部または全部を負担すると利用者に約束するなど。「キャッシュバック」などと呼ばれる。）をする場合などである。

かかる場合において、利用者にとって見れば、これらの契約や約束はリース契約と不可分一体のものであると理解しているのが通常であって、供給者が契約違反をしたり（上記()の例ではホームページの作成や更新などの

役務を行わないなど)や約束を守らなかった場合(リース料の一部または全部の負担をしないなど)には、リース料の支払いを拒絶することができるものと考えているのが通常である。

また、リース提供者としても、供給者等と提携関係を構築し、契約締結の交渉・申込み手続を委ねることによって多くのリース契約を獲得して利益を上げている以上、供給者等にこれらの契約違反や約束違反があった場合において利用者からリース料の支払いを受けることができなくなっても何ら酷ではなく、そうした不利益は自ら甘受すべきである。

既に述べたように、提携リース取引においては、供給者等の行為はリース提供者の行為と同視されるべきであることから、かかる場合においては、利用者はリース料の支払いを拒絶することができるということが妥当である。

以上の理由から、当連合会は、意見の趣旨「3(2)」記載の規定の導入を求めるものである。

(3) リース契約のクーリング・オフと既払金返還義務

提携リース取引は、供給者等が、飛び込みで利用者の自宅や営業所を訪問するなどの、いわゆる訪問販売形式で行われることが通常であり、取引の密室性、不意打ち的勧誘、攻撃的な勧誘によって、利用者にとって必要のない契約が容易に締結されてしまうなど、特定商取引法における訪問販売と同様の危険性がある。

こうした危険を防止するためには、提携リース取引においては、利用者が申込みの意思表示をし、あるいは、締結した提携リース契約について、供給者の勧誘態様の如何を問わず、一定期間内は無条件に申込みの意思表示の撤回または契約の解除ができるようして、簡易な方法により不必要あるいは利用者の利益を害する契約から利用者を解放する仕組み(いわゆるクーリング・オフ制度)を構築することが必要である。

具体的には、利用者は、リース提供者から法律で定められた書面(意見の趣旨「2(1)」に基づく書面)を受け取った日から起算して一定期間は、無条件でリース契約の申込みの意思表示を撤回またはリース契約を解除することができるというクーリング・オフ規定を設け、かつ、クーリング・オフがなされた場合においては、リース契約及びリース契約に附帯してなされた利用者との供給者間の役務提供契約はともに効力を失うものとし、利用者が既に支払ったリース料等がある場合には、リース提供者及び供給者はこれを利用者に対して返還するべき義務(既払金返還ルール)を定めるべきである。

なお、当該リース契約に附帯する利用者と供給者との間の契約（例えば、ホームページリースにおけるホームページの作成や更新などの役務提供契約等）については、当該リース契約と事実上不可分一体のものといえるので、リース契約についてのクーリングオフがあった場合には、リース契約と同様効力を失わせることが妥当であることから、効力の連動規定を設けるべきである。

また、交付書面に不備がある場合には、クーリング・オフ期間は進行せず、また、その他、クーリング・オフ妨害があった場合の効果等については、特定商取引法や割賦販売法と同様の規定を設けるべきである。

このように、利用者からのリース契約の解消とこれに伴うリース提供者に対する既払金返還ルールを導入することは、被害者救済にとって有益であるほか（供給者等が倒産などにより無資力となった場合など）、リース提供者による供給者等に対する管理・監督の実効化のために必要不可欠である。

なぜなら、リース提供者は、リース契約の解消・既払金返還請求を回避するために、提携業者である供給者等を厳格に管理・監督をせざるを得ないことになるからである。

(4) 不適正な勧誘に基づくリース契約の取消権と既払金返還義務

提携リース被害の対策としては、供給者等による不適正な勧誘によるリース契約の締結を未然に防止するだけでなく、かかる契約によってリース料の支払いを強いられ、経済的損害を被った利用者の損害が確実に填補される仕組みを構築することが重要である。

つまり、リース提供者による供給者等に対する調査義務を課すだけでは不十分であり、かかる調査をすり抜けて締結された不適正な勧誘に基づくリース契約の民事的効力を失わせるとともに、かかる契約に基づいて利用者が支払を強いられたリース料等の既払金を、財産的基盤が供給者等よりもはるかに強固なリース提供者から取り戻すことができる仕組みを作る必要がある。

提携リース取引においては、供給者等は、リース提供者からリース契約の締結についての媒介をすることの委託を受けて、リース契約の勧誘を行っているという実態があることから、理論的に見ても供給者等の不適正な勧誘はリース提供者自身の勧誘と同視されるべきであり、したがって、消費者契約法5条や割賦販売法35条の3の13と同様の規定を設け、供給者等の不適正な勧誘により利用者が行ったリース契約の申込みまたは承諾の意思表示を取り消すことができるようにするべきである。

その上で、利用者は、不適正な勧誘に基づくものとして取消しにより無効

となったりリース契約に基づいてリース提供者に支払ったリース料等の既払金の返還をリース提供者から受けることができるようにするべきである。

なお、当該リース契約に附帯して利用者と供給者との間で契約が締結された場合においては、その契約は当該リース契約と事実上不可分一体のものといえ、当該リース契約と同様に供給者等の不適正な勧誘に基づくものであるから、当該リース契約とともにその契約の申込みまたは承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。

以上より、当連合会は、意見の趣旨「3(4)」記載の規定の導入を求めるものである。

(5) 過量リース契約の解除権と既払金返還義務

提携リースが専ら訪問販売形式で勧誘され、利用者が不必要なリース契約を次々と結ばされて、過大なリース料の支払義務を負担するという被害が多発しているが、かかる過量リース契約についての調査義務とリース契約の締結の禁止規定を導入するだけでは事後的救済としては不十分である。

したがって、過量リース契約及びこれに附帯してなされた供給者と利用者との間の契約の申込みの意思表示をし、または、これらの契約を締結させられた利用者は、当該リース契約及びこれに附帯してなされた供給者と利用者との間の契約の申込みの意思表示の撤回または契約の解除をすることができるものとして、その拘束から解放するとともに、既に支払ったリース料についてもリース提供者から返還を受けられることができるという民事規制を導入することが、過量リース契約による利用者の被害救済のためには是非とも必要である。

かかる規定を導入することにより、リース提供者としても、リース契約を解除されて既払金返還義務を負担することを未然に防止するために、供給者等が過量リース契約の締結の勧誘をしないよう、より充実した管理・監督を行うことが期待できる。

なお、必要性及び過量性の判断に際しては、当該リース物件の利用者が消費者である場合と事業者である場合とで判断基準を分けることが合理的である。

以上より、当連合会は、意見の趣旨「3(5)」記載の規定の導入を求めるものである。

以上